

小規模な通所介護事業所の地域密着型サービスへの移行

高齡対策課

1 概要

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）」の施行により、小規模な通所介護事業所（定員 18 名以下）は、地域密着型通所介護事業所に移行する。なお、療養通所介護事業所も地域密着型通所介護に移行する。

このため、平成 28 年 4 月 1 日より地域密着型通所介護事業所に移行する小規模な通所介護事業所の指定及び指導の権限は、県健康福祉センターから事業所所在地の市町に移管する。

ただし、介護予防通所介護事業所の指定及び指導の権限は県健康福祉センターに残る。

定員	給付区分	サービス	所管機関
18 名以下	介護給付	地域密着型通所介護	市町
	予防給付	介護予防通所介護	県健康福祉センター
19 名以上	介護給付	通所介護	県健康福祉センター
	予防給付	介護予防通所介護	県健康福祉センター

2 各種手続き

平成 28 年 4 月 1 日以降、定員 18 名以下の事業所が行う各種手続きは、次のとおり

① 新規指定、指定更新、変更、休止、廃止、加算の算定・変更を行う場合

地域密着型通所介護に係る申請書等は事業所所在地の市町に、介護予防通所介護に係る申請書等は県健康福祉センターにそれぞれに提出する。

区分	提出する書類	提出先
新規指定 指定更新 変更 休止 廃止	地域密着型通所介護の 指定申請書・更新申請書・ 変更届・休止届・廃止届	事業所所在地の市町
	介護予防通所介護の 指定申請書・更新申請書・ 変更届・休止届・廃止届	県健康福祉センター
加算の算定・変更	地域密着型通所介護の 体制届	事業所所在地の市町
	介護予防通所介護の 体制届	県健康福祉センター

② 定員を増員して、19 名以上にする（「地域密着型通所介護」から「通所介護」に変更する）場合

- ・地域密着型通所介護事業所の廃止届を事業所所在市町に提出する。
- ・通所介護事業所の新規指定申請及び介護予防通所介護事業所の変更届を県健康福祉センターに提出する。

③ 運営規程の変更について

地域密着型通所介護へ移行する事業所は、運営規程の変更が必要となる。

通常、介護予防通所介護の運営規程も一体として作成されていることから、変更届を事業所所在市町と県健康福祉センターの両機関に届けることになる。

3 留意事項

① みなし指定について

- 平成 28 年 4 月 1 日において通所介護の指定を受けている定員 18 名以下の通所介護事業者は、

(i) 事業所所在地の市町から、地域密着型通所介護の指定を受けたものとみなされる。

(ii) 平成 28 年 3 月 31 日において事業所所在以外の市町の利用者がある場合は、その利用者の市町からも、地域密着型通所介護の指定を受けたものとみなされる。

- みなし指定の有効期間

平成 28 年 4 月 1 日から効力を生じ、移行前の通所介護の指定を受けた日から 6 年を経過した日まで有効

※平成 28 年 4 月 1 日に「通所介護」の指定の効力は失われる。

- みなし指定の有効期間の満了後の更新

上記のみなし指定の有効期間が満了した場合は、市町に更新申請が必要。

事業所所在以外の市町の利用者がある場合は、その市町にも更新申請が必要。

② 利用者について

平成 28 年 4 月 1 日以後、地域密着型通所介護事業所は、原則、事業所所在市町の住民しか利用できなくなる。

ただし、経過措置として、平成 28 年 3 月 31 日までに利用契約を結んでいる事業所所在以外の市町の住民については引き続き、当該事業所を利用できる。(①－(ii))

③ 地域との連携について

地域密着型通所介護事業所には、次のとおり地域との連携に関する規定が適用される。(市町条例又は国基準省令で規定)なお、外部評価の義務付けはない。

- 運営推進会議の設置及び開催義務
運営推進会議を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上開催しなければならない。
会議の記録を作成し公表しなければならない。
- 地域との交流に関する努力義務
事業運営にあたって地域住民やボランティア団体との連携及び協力を行うなど地域との交流に努めなければならない。
- 同一の建物に居住する者以外へのサービス提供に関する努力義務
事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合は、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスを提供するよう努めなければならない。

④ 平成 28 年 4 月以降の介護報酬の算定区分について

平成 28 年 4 月からの基本報酬は次のとおりになる予定である。

- 地域密着型通所介護事業所は、「地域密着型通所介護費」を算定する。
- 「小規模型通所介護費」の算定区分が廃止される。このため、前年度の 1 月当たりの平均延利用者数が 750 人以内の通所介護事業所は全て「通常規模型通所介護費」を算定する。

※算定区分が「小規模型通所介護費」から「通常規模型通所介護費」に変更になる場合は体制届を県健康福祉センターに提出すること。

	H28.3 まで	H28.4 から
県指定	小規模型通所介護費 (1 月当たりの平均延利用者数 300 人以内)	
	通常規模型通所介護費 (1 月当たりの平均延利用者数 300 人を超えて 750 人以内)	通常規模型通所介護費 (1 月当たりの平均延利用者数 750 人以内)
	大規模型通所介護費 (I) (1 月当たりの平均延利用者数 750 人を超えて 900 人以内)	大規模型通所介護費 (I) (1 月当たりの平均延利用者数 750 人を超えて 900 人以内)
	大規模型通所介護費 (II) (1 月当たりの平均延利用者数 900 人を超える)	大規模型通所介護費 (II) (1 月当たりの平均延利用者数 900 人を超える)
	療養通所介護費	
市町指定		地域密着型通所介護費 (定員 18 人以下)
		療養通所介護費

4 その他

小規模な通所介護事業所の地域密着型サービスへの移行に伴い、栃木県では、次の関連条例を改正する。

- ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年栃木県条例第 14 号）
- ・指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 25 年栃木県条例第 15 号）
- ・軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年栃木県条例第 11 号）
- ・養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年栃木県条例第 12 号）
- ・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年栃木県条例第 13 号）
- ・その他

※地域密着型通所介護に関する基準は、市町の条例で規定することになるが、市町の条例制定は、施行日（H28.4.1）から 1 年間の経過措置が設けられており、市町において基準条例を制定施行していない場合は、厚生労働省令で定める基準が適用される。

事務連絡
平成 28 年 3 月 16 日

小規模な通所介護事業所(定員 18 名以下)の管理者 様

栃木県保健福祉部高齢対策課事業者指導班

事業所所在地以外市町村からのみなし指定の状況確認(依頼)

平成 28 年 4 月 1 日に地域密着型通所介護へ移行する事業所において、平成 28 年 3 月 31 日現在、事業所所在地以外の市町村の被保険者が利用している(利用契約がある)場合には、当該他の市町村の長から指定を受けたものとみなされますが、介護給付費審査・支払等の事務を円滑に進めるため、他市町村からのみなし指定の状況について、把握する必要があります。

つきましては、下記の回答票により貴事業所の状況を、4月5日(木)までに FAX で高齢対策課までご回答ください。

なお、回答がない場合、他市町村利用者の支払いに関し、支障が生じる可能性がありますので、必ず返信をお願いします。

【回答票】(FAX 番号 028-623-3925 添書不要です。)

●事業所番号 ／事業所名	
●事業所所在地 ／電話番号	
●担当者名	
●H28.3.31 現在、所在地外の被保険者について利用契約の有無(要介護者のみ) → 有 ・ 無 (該当する方に○を付してください。)	
●H28.3.31 現在、事業所所在地外の被保険者について利用契約が有る場合の <u>該当市町村名(要介護者のみ)</u> 【記入例:所在地が栃木市である事業所】野木町、群馬県板倉町、埼玉県加須市	

(※全て記入してください。他県市町村を含みます。)

《事業者指導班介護保険チーム [TEL:028-623-3149](tel:028-623-3149) / [FAX:028-623-3925](tel:028-623-3925)》